

寿都湾

◎ 議会だより

平成24年 第4回定例会

平成24年第4回定例会は、12月18日招集され、町長の行政報告の後、平成23年度各会計の決算認定7件、専決処分承認1件、

条例の改正2件、平成24年度各会計補正予算3件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

●【水産漁獲高】

平成24年度の漁協の水揚状況についてご報告いたします。

漁業を取りまく環境は、

経済不況による消費の低迷や生産の減少、燃油及び漁業資材の高まりなどが重なり、引き続き厳しい情勢で推移しております。

漁協の市場取扱高は、11月末時点で9億9千万円と前年同期と比較して3億4千400万円の大幅な減少となっております。

主な要因としましては、

昨年より資源の動向が心配されておりましたホッケ資源の減少、ナマコについては価格低迷による影響を受け、さらにサケ・マス資源の回帰率低下等、漁業生産の主力を担っていた魚種の落ち込みが大きな要因となっております。

ホッケ漁については約1万tの水揚を見た平成20年度をピークに減少をたどり、現在では2千400tにまで落ち込み、資源水準は一層厳しい状況下にあります。

ナマコ漁については、前年度対比で87%と数量の落ち込みに加え、キロ当たり1千500円の下落から生産額においては1億4千万円の減少額となっております。





また、イカナゴについては、昨年の震災以降、福島原発事故による風評被害等の影響が顕著に現れ、今年度についても生産量は安定しているものの流通価格の低迷が大きな懸念材料となっております。

漁獲量の減少については他の魚種にも見られ、資源増殖事業を中心に漁業生産を支えてきたサケ・マスでは、外的な要因が加わり低位な生産となっております。

春漁の柱となっているマスは、トド来遊により漁業被害が深刻化し、漁業生産への影響が大きく、前年対比では数量で24%、生産額においては30・8%と大幅

な落ち込みとなっております。

積極的な増殖事業を展開しているサケについては、夏場の高水温の長期化など異常気象によりサケの来遊が低迷し、前年対比で生産額及び数量ともに60%前半の実績となっております。

イカ漁については、魚場の形成が思わしくなく、外来船の入港減などもあり金額では7千265万円と前年対比44・6%に留まっております。

こうした中、今年度における漁協の水揚状況は事業計画を下回ることが確実なものとなっており、長年の懸案でありました経営の健全化に向けた財務改善については、計画どおり繰越欠損金が補填される見通しで、自立漁協の構築を目指しているところがあります。

今年度は、夏の猛暑やさらには秋の断続的で大型の低気圧の襲来等、異常気象により漁業生産活動に支障を来した年でありましたが、残す12月の漁獲を期待するところであります。

●【主要作物作柄状況】

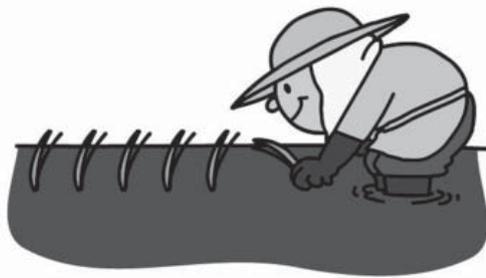
今年の春先は、融雪の遅れと6・7月の雨不足、更

には8・9月にかけての高湿と、農作物にとっては厳しい天候で心配されましたが、各農家の適正な管理により、全般的には平年並みの状況でありました。

水稲につきましては、移植の遅れからやや生育が遅れて、心配しておりましたが、夏場の好天により遅れを取り戻し、平年並みまで回復することができました。

馬鈴しょにつきましては、夏場の雨不足による生育の遅れと、収穫前の大雨等により影響が心配されましたが、ほぼ平年並みであります。

また、長いもにつきましては、馬鈴しょ同様に生育にやや遅れが生じておりましたが、その後回復し、ほぼ



平年並みとなっております。ろであります。

●【風力発電事業】

次に、風力発電所の運転状況であります。一昨年から風況低迷の影響を受け、ここ2年間には非常に厳しい運転状況でありましたが、本年に入り徐々に風況は回復しつつあり「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」共に順調に稼働している状況であります。

また、本年7月から施行されました「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」いわゆる固定買取制度は、既設の設備にも適用される事となったことから、本町風力発電施設も固定買取制度への移行手続きを進め、11月1日から同法による電力供給を開始したところであります。

この固定買取制度による売電益は、本町地域振興において大きな財源となることから、良好な風況が見込まれる季節を向かえ、安定的な売電額を確保するため、今後も引き続き施設の適正な保守管理に努め、万全な体制で事業の推進を図って参りたいと考えております。



審議した案件

専決処分承認

◆平成24年度一般会計補正予算(第3号)・原案可決

予算総額に、352万4千円を追加し、総額を34億9千13万1千円とするものです。

●補正の内容

・平成24年12月16日に行われた、衆議院議員選挙等に係る費用 352万4千円増

条例の改正

◆財政事情説明書の作製及び公表に関する条例の全部を改正する条例

地方自治法第243条の3の規定で、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金等の現在高その他財政に関する事項を年2回以上町民に公表することとなっており、従前は1月から12月までの期間を対象としておりましたが、条例を全部改正して、会計年度と同様に4月から3月までの期間として、公表の時期を、4月から9月までの期間を12月31日までに、10月30日まで公表すること

などを改正したものです。

◆寿都町暴力団排除条例の一部を改正する条例

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正により、町条例の条項の整理をしたもので、条文の内容に変更はありません。

補正予算

◆平成24年度一般会計補正予算(第4号)・原案可決

(賛成8：反対0) 予算総額に、3千449万8千円を追加し、総額を35億2千462万9千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費(スクールバス暖房用ヒーター修繕) 70万円増

(温泉施設の流水殺菌装置の配管入替工事等) 146万8千円増

・民生費(デイサービスセンターの送迎バス購入補助等) 583万2千円増

(後期高齢者医療給付費の前年度確定に伴う精算) 1千368万円増

・土木費(開進町旭公営住宅3棟12戸の解体費等)

1千100万円増

◆平成24年度寿都町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)・原案可決

予算総額に、103万3千円を追加し、総額を1億5千263万3千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務管理費(配水管の布設替え費用) 103万3千円増

平成23年度 各会計決算認定

平成23年度の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定については、10月30日の第4回臨時会において提案され、議員全員による「決算特別委員会」を設置し、審査を行うこととして、11月27日、28日の2日間に行われ、決算特別委員会にて審議を行い、12月18日開催の第4回定例会において、中里委員長から「各会計とも決算を認定すべきものと決定した」との報告がなされ、本会議において次のとおり認定されました。

◆平成24年度寿都町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)・原案可決

予算総額に、130万円を追加し、総額を2億6千130万4千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務管理費(六条ポンプ所維持補修工事) 70万円増

・施設費(公共研新設工事) 60万円増

◆平成23年度寿都町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算(賛成7 反対1)

◆平成23年度寿都町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算(賛成8 反対0)

◆平成23年度寿都町介護保険事業特別会計歳入歳出決算(賛成8 反対0)

◆平成23年度寿都町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算(賛成8 反対0)

◆平成23年度寿都町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算(賛成8 反対0)

◆平成23年度寿都町風力発電事業特別会計歳入歳出決算(賛成8 反対0)

算(賛成8 反対0)

■決算特別委員会・審査意見

(1) 一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の係数及び予算執行は適切であると認める。

(2) 一般会計については、歳出予算の執行率は98.4%で、翌年度への繰越措置分を加えるとその執行率は98.7%であり、計画された事業はほぼ適正に執行されており、中でも、これまで着手できなかった施設の改築事業などに対して、国の交付金等を活用して整備を図り、多岐にわたり住民生活の向上のため、適切な予算執行を行っている。

(3) 次の事項については十分検討され、行財政の円滑な運営が図られるよう強く要望する。

ア 町税全体で税額においては、対前年比で275万円の増、収納率は1.1%増の92.0%である。収納未済額は前年度より301万円減少の2千88万円で、徴収の努力は認められるものの、依然として多額の未済額になっている。

北海道との共同徴収も一

定の成果をあげており、さらに連携を密にするとともに、滞納者が固定化の傾向にあることから、町民への納税意識の啓発を図り、徴収強化を一層進め、財源確保に努めていただきたい。

また、税外の負担金、使用料及び手数料、財産収入の未済額合計では467万円と減少しており、収納率の向上に努力していることは認められるが、税負担の公平化と自主財源確保のため、今後とも積極的に収入の確保に努力されたい。

税外を含めた町税全体の収入未済額は昨年度より減少しているものの、不納欠損額として整理されたことも一つの要因となっており、このことが単に徴収不納というだけの適宜の認定で整理されることがないよう、今後とも地方税法等に基づき適正な事務処理に当たられるよう要望する。

公債費の償還額は5億7千43万円で歳出総額の11.9%を占めている。

年度末の地方債残高は71億9千961万円で、前年度に比較し6億4千149万円増加していることから、借換債の実施など可能な限り財政指数の悪化を防止するとともに、事業の執行に当

たつては、将来の財政状況を踏まえ、効率的な運営を図り、行財政の健全化に努められたい。

イ 国民健康保険事業特別会計に係る実質収支額は348万円で、前年度に引き続き黒字決算となっている。

保険税の収入未済額は4千550万円で前年度より551万円減少しているが、依然として多額であり、滞納・未納額の解消とともに、不納欠損額についても、一般会計と同様、適正かつ慎重な対応に努め、引き続き積極的な指導と啓発に努められたい。

被保険者の健康管理等の諸施策をより積極的に導入しているが、会計の健全運営は容易でなく、会計独立の原則に立ち、なお健全化に向け努力されたい。

国民健康保険事業基金については、目的、運用等を明確にし、町民の理解が得られるよう適正な処分を図られたい。

ウ 後期高齢者医療特別会計については、平成20年度にこれまでの老人保健制度に変わる高齢化社会に対応した医療を確立するものとして後期高齢者医療制度が

創設されたもので、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金が主なものである。

歳入全体で4千925万円となっており、そのうちの63・1%が保険料である。

制度に対する住民の関心は高く、新制度施行までの間は現制度が継続されるので、北海道後期高齢者医療広域連合と十分な連携を図り、適切な処理に努められたい。

エ 介護保険事業特別会計については、制度創設から12年が経過し、制度の定着が図られてきているものと思われ、介護認定者及び介護サービス利用者も前年度に比べ増加しているため、引き続き制度の周知や介護サービスの啓蒙活動並びに介護予防を積極的に推進するとともに、本会計の適正かつ円滑な事業運営に当た

るよう求める要介護者も多いことから次期の計画に向け、国や関係機関との連携を強められたい。

また、介護保険料の収入未済額が42万円で、前年度より21万円減少しています。対象者に保険料の趣旨を理解させ、未納の解消

に努められたい。

オ 簡易水道事業特別会計については、一般会計や水道基金からの繰り入れもあり、各種の事業は円滑に運営されている。

なお、水道使用料の収入未済額は、前年度より9万円の減となっているものの168万円と依然として多額であり、その解消になお一層努力されたい。

今後においても施設維持等の面から、有収率に留意し公債費の償還等の財政面を含め、健全な事業運営に当たられたい。

カ 公共下水道事業特別会計については、年度未加入率81・84%と前年度より11%の増であり、今後とも加入率の向上に努めるとともに、施設の適正かつ円滑な運営並びに健全な財政運営に当たられたい。

また、分担金及び使用料の未済額は88万円で、前年度より12万円の減となっており、簡易水道使用料とあわせて収納の向上に努力されているが、事業に対する加入者の理解を十分得て、収入未済額が生じないよう最善の努力をされたい。

キ 風力発電事業特別会計については、売電収入が前年に比べ約1千20万円増加しているが、風況の低下により当初予算を4千万円以上下回っている。「寿の都風力発電所」及び「風太風力発電所」から得られる収益は、地域振興に重要な役割を果たしていることから、今後とも万全の体制で施設の運営管理に努めていただきたい。

■ 行政に対する総括意見

平成23年度においては、地方交付税の増額や地域活性化交付金等により基盤整備や新たな事業が行われたが、今後においては国の財政状況からすると増額は期待できず、基金や一般財源への依存度が益々高くなることから、事業執行に当たっては、更なる効率的な運営を図り、行財政の健全化に努められたい。

また、実質公債費比率13・0%と前年度より上昇し、将来負担比率において18・9%上昇しており、特に将来負担比率は北海道内でも高い位置にあるので、これらの点を十分に踏ま

え、適正な財政運営を望みます。

なお、当委員会では各委員から発言・要望のあった事項については十分考慮の上、今後の町政の円滑化に努められたい。

特に平成23年度は国の経済対策等があったものの、補正額も含めて相当大きな事業を実施し、約48億円からなる予算の執行については、理事者並びに職員が一丸となり相当頑張ったものと評価するものです。



「11月27日 決済特別委員会の審議の様子」

議会の傍聴はお気軽に

3月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。

(TEL 62-2511)

ここが聞きたい

一般質問

第4回定例会での一般質問では3名の方から6項目について質問がありました。

幸坂 順子 議員

財政 建設業者の社会保険加入問題とそれを進める町の施策について



■質問

国土交通省は建設労働者の社会保険加入率を上げるために、都道府県に営業許可を申請する際、雇用保険、健康保険、厚生年金の3種類の加入状況を記した書類の提出を義務付けることを決め、本年11月から実施し2017年を目処に3保険の加入率100%を目指すとしております。

欲しいと思います。しかし、残念なことになり多くの会社で、社会保険に未加入の状態であると聞いております。

そこでお聞きします。

1、寿都における建設業者の社会保険加入状況はどうなっているのでしょうか。
2、社会保険未加入の業者が多い現状をどのようにお考えですか。
3、加入促進のためには、住宅リフォーム助成制度を作る或いは公契約条例制定など、町として建設業者を支援していく必要があると思いますがいかがでしょうか。

それに先行して、7月からは国や自治体の公共事業に算入する際の経営内容チェックで、保険未加入業者に対する減点を大きくするなどの対応を取るようになっております。

働く人が100%社会保険に加入する、是非そうあって

●町長

本町における公共事業の

指名願ひ申請事業者は、法人が11事業者、個人が6事業者で、合わせて17事業者が申請しており、労働保険の労災保険及び雇用保険については、期間雇用保険契約を含め全事業所が加入しております。

また、社会保険の健康保険及び厚生年金保険については、強制適用事業所及び任意適用事業所に区分されており、法人事業者及び従業員が5人以上の個人事業者は強制適用となり、従業員5人未満の個人事業者は任意適用とされており、法人11事業者のうち、3事業者については未加入で、個人6事業者については従業員5人未満で、すべて任意適用事業所でありますが、そのうち1事業者が加入しております。

各事業者は、公共事業等の減少により経営状態も厳しい状況の中で、社会保険の加入に当たっても事業者負担が生じることから、容易ではないと思っておりますが、保険未加入においては、公共事業に参加する際の、経営事項審査に多大なる影響を及ぼすため、町としても引き続き指導徹底するとともに、労働者の適正な労働条件を確保するために、法

人はもとより個人事業者へも社会保険加入促進を図ってまいりたいと考えております。

各種保険加入に当たっては、経営状況の安定が一番の要因であり、工事の受注拡大を図るため、企業努力はもとより、町としても一般建築物耐震改修補助制度をはじめ、住宅リフォーム及び建設等における相談窓口を有効活用していただき、その中で支援内容を精査検討するとともに、今後労働者保護に向けた環境整備に努めてまいりたいと考えております。

■再質問

残念ながら寿都町でも未加入の状態があるということと、それを解消していく方法を、町も是非指導していただきたいと思います。

事業者の声ですけど、やはり今仕事がない中、雇用保険を払うだけで精一杯だと。とても健康保険や年金まで掛けられない。発注者も安い工事代金を求めるので経営が苦しいということを言っております。住宅のリフォーム助成制度ですが、寿都町は耐震の助成が来ておりますけれども、



耐震助成となるとちよつとハードルが高いというか、住宅リフォームというのはハードルを低くして、簡単なものでも取り組んで助成が受けられる制度で、北海道では41自治体で住宅リフォーム助成が取り組まれております。後志管内では、泊と倶知安でやっております。各地で助成額の8倍から30倍の経済効果があると言われております。住宅リフォームというのは住民の要求にも応えるものですし、仕事興しにもなりますし、地域経済を循環させることになると思います。是非取り組んでいただきたいと思っております。

未加入の事業所とは契約しない、また未加入の作業員は現場に居られないなど、徹底するということが載っております。社会保険労務士の方が書いているんですけど、加入を厳しく取り締まるよりは法定福利費が含まれた工事請負代金の最低基準を設ける、下請け代金にその基準に沿った金額が払われているかどうかをチェックするほうを優先するべきではないかということも言っております。

次に公契約条例ですが、商工新聞によると、平成17年以降は元受け業者にも、うことでも言われております。工事を安く受注するところを下ろしていくということですけれども、そういうことではなく、生活で生きる賃金を保障した工事代金にするということが大切だと思っております。そういう意味で公契約条例なども制定していただきたいと思います。

●町長

先程もお話ししましたけれども、非常に厳しい経済状況の中で、しっかりと受注がなければ社会保険の負担となる支払いが厳しいということですが、まずは発注について町の出来る範囲の中で努力はしていきたい

いと考えておりますけれども、いずれにいたしまして、町が発注するということとは財政的な問題もござい

●幸坂議員

ますので、計画的な執行が必要かとは思いますが。その中で、リフォームを含めた個人の助成については、先程幸坂議員が仰ったとおり、全道的にも41自治体実施されているという中で、町としても出来るだけ

幸坂 順子 議員

災害時の避難路について

■質問

11月19日より、道外所管事務調査で東北の被災地を視察してまいりました。震災から1年9ヶ月、がれきこそ片付けられていますが、海岸線を走る道路沿いには津波被害を受けた鉄筋造りの建物が無残な姿で残っているほかは何もありませんでした。陸前高田では3千件の家屋がわずか6分で壊滅したというお話で

●町長

した。津波が来たら高台へ逃げる。その鉄則を心に刻み付ける視察でした。さて今年度第1回定例会

において、避難路について

いと考えており、それまでに、計画線形及び用地調査等を行い、事業執行がスムーズに行われるよう取り進めてまいります。

■再質問

平成26年度から総合計画の中でやっていくということでしたけれども、まだちよつと先かなと。住民としても本当に早くと思っておりますし、もつと早く出来ないものかなというのがあります。

国でも防災減災予算というのを組んでいるようですので、そういうものは使えないのでしょうか。

木村 真男 議員

防災 潮路小学校の避難計画について



■質問

宮城県石巻市北上川河口から4kmの川沿いに位置する大川小学校は、昨年3月11日の東日本大震災で全校児童108名の7割に当たる74人が死亡、行方不明となつております。また教職員も10名が死亡、行方不明となっております。

私はどうしてこのような

●町長

避難道路の関係については、当初計画では平成26年度というところで計画しておりますけれども、今幸坂議員が仰ったように、国でも

景気対策を含めた大型補正が計画されているという中で、町としてもそこにマッチできるのであれば、なるべく前倒しで進めていけるように努力したいと考えています。

■幸坂議員

避難路については、1日も早く実現するように努力していただけたらと思えます。

悲惨なことになったのかと思ひ、この度の道外視察の折に大川小学校の惨状を知りたくて、現地へ赴き、添乗員の方の話を聞き、いろいろと調べてみました。

この地区はこれまでに津波が到達したこともなく、住民は、大川小学校がいざという時には避難所と認識していたこと、しかも山と

堤防に遮られていたとい

ことが挙げられます。これらを勘案すると、県や市は昭和三陸大津波レベルなら、大川小学校には津波が来ないことを公言し、それ

以上の大津波への対応は全く考慮していなかったと言わざるを得ません。もし大津波が来たらこれは危険という意識が、住民になかったのはそのためだと言わざるを得ません。

大地震にも関わらず、5分ほどで避難完了出来る裏山への避難が、選択肢の後方へ押し下げられてしまったのは、大川小学校に集まった人のほとんどが、危機意識が欠けていたためであり、そのように仕向けてしまった一因は行政にあったと思ひます。このような悲惨な津波被害を繰り返してはならないと考えております。

寿都町でも南西沖地震で津波被害を受けております。寿都小学校や寿都中学校は高所に位置しておりますが、潮路小学校は海岸近くで低地に位置しており、大津波の際にはとても心配されます。大津波警報が発せられた時には、子どもたちはどのように避難するのか、また非難計画はどのようになっているのかお尋ね

●教育長

宮城県石巻市の大川小学校における被災につきましては、多くの子どもたちの尊い命が奪われ大変残念であり、再びこのような惨事があつてはならないと強く思いを寄せているところでございます。

潮路小学校の避難計画については、学校保健安全法により危険発生時対処要領を作成することとなつており、これに基づき避難訓練実施計画を定めているところで

す。計画は町の防災計画また文科省や道教委で示した学校防災マニュアル等を参考に作成されており、地震の際の最終避難場所はグラウンドと定めております。

津波につきましては、町で示したハザードマップにより浸水の被害の対象外地区であり、また、学校が避難場所ともなつており、基本的には直ちに学校を離れることとはなりません。想定外の規模を勘案した中で、学校の裏山に避難することも想定した避難訓練を行うこととしており、訓練は既に始めております。

■再質問

大川小学校では、震災の当日校長先生が不在で、教頭先生が全責任を任されていた、また大地震から20分くらい、子どもたちを校庭で待たせていたという話を聞いております。万が一、潮路小学校が陸の孤島になったらということを考えますと、とても心配に考えております。

東北の年配の方々は、「大地震があったら津波が来るからんで逃げる」という言い伝えがあります。私も常々そう考えておりますが、潮路小学校でも全児童の点呼確認が取れ次第、夏は裏山へすぐ逃げる、また冬期間は雪がありますの



で、なかなか裏山へは逃げる事が出来ないのです、校舎の屋上に逃げるという対策をはっきり決めてほしいと思っております。

また想定外に津波が来て、小学校が陸の孤島となり、通信などの手段が取れないときは、校長先生や教頭先生が責任を全部被ると思います。大変厳しい決断がなされると思いますが、その時の決まりごとはありませんか。そして、潮路小学校は避難所になっているという教育長の答弁でしたが、最低限の非常食・油・水・無線機・発電機などを備えておいてはどうかと思いましたが、お考えをお聞きします。

●教育長

今の質問の中には、学校で対応すること、それから全町で対応した中での防策ということの関連も考えられますので、私からは学校の部分についてお話をさせていただきます。ただ、私からは学校で対応すること、それから全町で対応した中での防策ということの関連も考えられますので、私からは学校の部分についてお話をさせていただきます。

今質問にお答えしましたように、最終的に現場で「これは危ない」という状況のときには、既に訓練しているように山へ逃げるということを想定しております。

ただ、状況は刻々と変わることが考えられます。学校の前のもつと低い場所には、公営住宅もございまして、その前には高齢者施設もございまして。そういう地域を含めて、私も学校がその地域の者を避難場所として

受ける状況ということも、受け入れるということも充分考えていかなければならないと考えております。そういう状況の中で私どもは、全町の避難対策本部、私は副本部長をやらせていただき、学校班については教育次長がその部長となつて、学校とのそれぞれの体制を作るという全体の中

も、私どもは位置されておりますので、全体の中の動きを充分考えながら、想定外については、まず自分たちでということを中心にしていきたいと思っております。

また校長教頭については、基本的な状況ではあくまでも町の防災本部の状況を受けて動くようなシステムにはなっております。ただ先程の質問のように連絡が寸断した折については、当然それは校長の責任であります。校長、教頭、学校の体制でいかに人災について対応するかのために、日

常から避難訓練を行っておりますので、そんな中で今の意見を受けながらより一層の避難訓練等についての対策を深めていきたいと思っております。

●企画課長

ただ今の再質問に関連しまして、町の一般防災対策という部分から、若干お答えしたいと思っております。

最初に、学校の責任関係の部分でございましてけれども、基本は管理者ということとで学校側で避難計画を作るとい形にはなりませんけれども、町の方も防災計画、学校等との連携や支援、こういったものも必要となつてまいります。ですから、いろんな考え方等につきましても今後教育委員会を通じまして、支援方法を協議していきたいと思っております。

2点目に通信手段の関係でございまして。仮に孤立した場合という話でしたが、現在のところ情報伝達手段としては町の防災行政無線、これによりまして、内容的には一方向的な通信という形になって、向こうとの通信がシステム上出来ない状況となっております。

常から避難訓練を行っておりますので、そんな中で今の意見を受けながらより一層の避難訓練等についての対策を深めていきたいと思っております。

木村 真男 議員 子どもたちの健康と 寿都小学校の環境について

す。そういった関係もありまして、今後町または町の災害対策本部との専用のな通信・連絡網こういったものを検討してまいりたいと思っております。また合わせまして備蓄物資の関係でございまして、現在、潮路小学校含めまして各小・中・高の方には避難所用という形で飲料水の備蓄がございましてくれど

も、その他食料等必要なものにつきましては現在のところございませぬので、今後町の備蓄関係の年次計画の中で確保できるように、検討を進めていきたいと考えております。

■木村議員

よろしくお願いいたします。

■質問

今年の夏もとても暑い日が続きました。私は寿都小学校の保護者の方から聞いた話ですが、児童4、5名が熱中症になったという話を聞いております。潮路小学校では、熱中症になったという事例は聞いておりませんが、なぜ寿都の子どもたちが熱中症になったのだらうかと心配しているところでもあります。

いろいろと原因はあろうかと思いますが、わたしにはひとつ気がかりな点があります。昨年の議会で行った所管事務調査の際には寿都小学校から施設について

2点ほどの要望がありました。

1点目は、1階のパソコン教室が冬になるとエアコンカーテンで仕切っているだけで、寒風が天井や床から入ってきて、子ど





す。

●教育長

今夏の子供たちの熱中症につきまわっては、8月中旬に屋外における写生会において、水筒、帽子を持参しながらの活動でしたが、体調を崩した児童3名が発生したとの報告を受けております。

2点目は、音楽教室が7月頃からはとても暑く、子どもたちが汗を流しながら授業を行っているのを見てもきました。学校も新しく、日光を取り入れるためにガラス張り、音が漏れないように密閉度もあり、その中で子どもたちは授業を行って

いるようですが、このような環境が体調を崩した原因のひとつではないでしょうか。後から聞いたことですが、改善策として、音楽教室に網戸を付けたことですが、それでも室温が28℃くらいあり、夏の2ヶ月間は音楽教室を使用禁止にしているようです。抜本的にエアコンなどを設置して、子どもたちが健康で安心して勉強できる環境が必要だと思いますが、教育長のお考えをお聞きしま

今後とも子供たちが安心して学べる教育環境の改善を推進して参りますので、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

■木村議員
なるべく早く、来年中に改良していただきたいと思

行政 越前谷 由樹 議員 冬期間の公共土木施工について



■質問

尊い人命が失われた中央自動車道の笹子トンネル天井崩落事故。この事故を単なる偶然として片付けられるだろうか。この背景には、放置された老朽化と甘い管理体制があるのではないか。先日この事故を機に、国のインフラ整備の在り方、危機感について、テレビや新聞等で大きく取り上げられました。

特に北海道は、積雪と共に寒冷地から土木工事の施工や維持については、雪の少ない本州等にも増して厳格な安全施工管理が要求されます。本町においても、国道・道道・町道問わず、橋梁河川等の維持管理を含め、老朽化し構造上の問題や危険箇所の有無等を総点検する必要があります。どうかと思

聞きます。

北海道における冬期間の土木工事や維持等については、雪の少ない本州や、夏の工事以上に工事施工や安全管理に負担が求められます。にもかかわらず、毎年10月後半から11月、12月にかけて、時には真冬の1月、2月にも、国道や道道等で土木工事が行われております。国の予算上の問題があるにしても、冬を迎え、北海道全体が除雪体制に入る時期に道路橋梁の改良工事が行われるのは、真におかしいと思

います。夏に全く工事を行わないで、冬に工事を行っているのが実態です。これは町民というよりは、北海道民全体の声ではないかと思

です。

私は、これは町長に答弁をいただくというよりは、国の予算の在り方や考え方を考えなければならぬことだと思

います。今政権が民主党から自民党に変わりましたが、この時期にこうした一町村からの声を、町村会を通じて北海道における公共土木工事における施工の在り方について、取り上げていただくことが出来ないものかお聞き

します。例えば、北海道特有の公共土木予算として、半年繰り上げて夏に実施したり、予算を前倒ししたり、組み替えたり、いろいろな取り組み方があると思

います。北海道全体として国へ要望すべきではないかと思

います。冬に工事を行うということは、工事費以外に除雪費や寒冷地用の予算の増額が必要であり

ます。冬とい

●町長

冬期間の公共土木工事の施行については、北海道における国、道の公共土木工事は、夏場から冬場にかけてほとんど通年に行っているのが現状であります。

冬期間の工事においては、除雪経費等の冬期割増経費が加算されることから、できれば夏場の工事施行が望ましいと思

われますが、冬期工事全てではありませんが、国、道においては、北海道全体としての季節労働者の雇用の場を確保するため、工事量の平準化による通年雇用の促進を図

っているところであり、このことから公共土木工事が冬場に至るものとなっております。

このような状況から本町としては、国及び道に対し、補助及び起債事業の採択を早期に決定していただき、事業着手したいとの要請はして

おりますが、冬期工事施行に関しては、その趣旨から具体的に申し上げておりません。また、町村会においても同様のこと

■再質問

先程町長も冬期間の雇用



について話されており、確かに国は冬期間の雇用を考え、冬季の工事をやっているという点も考えられると思います。しかし、果たして北海道においては、冬季は十分な工事施工管理が出来るのかということを考えますと疑問に思えるわけであり、私は公共施設の施工管理については、きちんと適切な時期に行われてこそ、十分な工事が行われるのではないかと思います。また、国は高度経済成長期に集中した公共土木施工の維持管理について、予算が平成10年をピークに年々減少し、ピーク時の半分以下という状況にあります。予算が減少しているにも関わらず、北海道における冬季の公共土木施工が行われているということは、毎年無駄

といえますか、余計な予算が冬季に使われているということになっていくわけがあります。また、公共土木工事に関連しても、雇用の問題が先程話されており、そこに従事する土木作業員の失業手当期間等についても、北海道特有の条件環境整備が必要ではないかと思えます。今は1年未満の雇用保険加入者は90日間という設定になってございますが、北海道で働く状況からは私は少なくとも150日間、冬期間の約5ヶ月間が必要ではないかと思えます。これらは北海道に働く者の特長として、冬期間の公共土木の在り方について、合わせて町村会を通じて国へ要望すべきではないかと思えますが、これらについて町長の考えをお聞きます。

●町長
先程もお話ししたとおり、失業保険云々の前に、年間を通じて雇用の体制を作るというのが一番働く人にとつてはありがたいと思えますので、雇用保険諸々の関係も含めて、私は年間を通じての流れにすべきと考えております。

越前谷議員
公共土木の施設管理においては、それだけ（工事費）で物事が解消するというわけではありませぬ。やはりそこに働く人たちの雇用の機会というのをもちろん確保していかなければならない。ですから失業手当とい

行政
越前谷 由樹 議員
公共土木全体の整備計画について

■質問
道路橋梁等、老朽化による構造上の問題や危険箇所について、現場（国道・道道含め）を見て点検・調査をしていると思えますが、その際なかなか解決出来ない事項や問題点についてどう捉えているのか、お聞きます。

とめる必要があると思えます。一長一短に解決できないものもあると思えますが、道路橋梁台帳のひとつひとつの路線の点検をしたり、問題点の解消や危険箇所等を示す整備計画が必要ではないかと思えます。

●町長
道路橋梁等の危険箇所対策については、私道・道々については、点検調査により、国道橋の改修は完了し、道々橋の改修も来年度完了する予定となっております。

再々質問
国は新規の道路改良や橋梁設置などには、補助金や交付金を対象としている現状ですが、こうした道路橋梁の維持管理については、あくまでも地域の負担として行われている現状であり

●町長
維持関係については先程もお話ししたとおり計画的に行い、橋梁は来年度しっかりと計画をして順次管理を行っていきます。また、道路も今年度予算を計上いたしまして、計画的に進めさせていたいただきたいと考えてございます。

再質問
過疎辺地計画とか町の総合振興計画策定の基礎となる整備計画となりますので、是非検討したいと思えます。

●町長
維持管理の関係についても、今年の道路の舗装関係も単独ではなく、交付金をいただいた中で実施していきたいと考えており、これからも計画的に行っていきたいと思えます。

越前谷議員
質問はこれで終わりますが、是非町村会等を通じて国への要望をお願いいたします。



10月

31日 有戸漁港荷捌き施設竣工式 (小西議長)

11月

1日 神恵内村開村140周年 記念式典 (神恵内村 小西議長)

6日 監査委員協議会研修会 (札幌市 木村親志議員)

7日 功労者表彰式 (小西議長ほか議員多数)

12日 後志町村議会議長会研修会 (福岡県 小西議長)

14日 全国町村議会議長大会 (東京都 小西議長)

16日 例月出納検査 (木村親志監査委員)

19日～23日 総務・産業常任委員会 道外所管事務調査 (岩手県、宮城県、千葉県、東京都
全議員)

27日～28日 決算特別委員会 (全議員)

12月

4日 教育委員 歓送迎会 (小西議長)

7日 南部後志衛生施設組合議会 第2回定例会 (小西議長、木村眞男組合議員)

11日 例月出納検査 (木村親志監査委員)

13日 議会運営委員会 (石澤委員長、木村親志副委員長、中里委員、沢村委員、幸坂委員、
小西議長)

18日 平成24年第4回 定例会 全員協議会 (全議員)

31日 寿都神社 除夜祭 (小西議長、他議員多数)

1月

1日 寿都神社 歳旦祭 (小西議長、他議員多数)

4日 新春初せり式 (小西議長、他議員多数)

新年交礼会 (小西議長、他議員多数)

5日 消防 出初式 (小西議長、他議員多数)

6日 消防寿都分団 幹部新年会 (小西議長)

11日 漁業報告祭 (小西議長)

13日 寿都町成人式 (小西議長、他議員多数)

21日 例月出納検査 (木村親志監査委員)



総務・産業常任委員会道外所管事務調査



消防 出初式